

利益相反管理方針

制定 2009年6月1日

三田証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法第36条第2項の規定に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理し、実施状況を適切に監視するため、この利益相反管理方針を定めます。

1. 利益相反

利益相反とは、お客様の利益と当社の利益、または当社が義務を負っている複数のお客様間の利益が、競合・対立する状況等をいいます。

こうした利益相反は金融機関の提供するサービスや金融取引の多様化等により発生するおそれが高まっていますが、こうした状況をふまえ、当社は、当社内の利益相反による弊害を防止するため、適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築してまいります。

2. 管理対象取引の種類

当社との取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引（以下「管理対象取引」といいます。）を以下の通り類型化し、適切に管理してまいります。

類型① 自己取引型

保護すべきお客様を相手方とする取引

【取引例】

- 当社が自己勘定において保有する有価証券をお客様へ推奨・販売する場合
- お客様から売買注文をお受けした有価証券、またはお客様の委託注文に係る取引意向を知った有価証券に対して、当社の自己売買部門が関与する場合
- 当社あるいは当社と利害関係を一にする者が発行又は組成する有価証券をお客様へ推奨・販売する場合

類型② 双方代理

保護すべきお客様の取引相手の側に立つ取引

【取引例】

- M&Aに関し、売方、買方の双方から受託を受けた場合。
- お客様に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他のお客様に当該有価証券の取引の推奨を行う場合

類型③ 競合取引型

保護すべきお客様の取引相手との間の、お客様と競合する取引

【取引例】

- 当社が、競合関係または対立関係にある複数のお客様に対し、M&Aや資金調達に係る助言等を提供する場合

類型④ 情報利用型

保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じ、当社が利益を得る取引

【取引例】

- 当社が有価証券に係るお客様の潜在的な情報を知りながら、当該有価証

券について自己勘定取引を行う場合

類型⑤ その他

上記①から④の類型に適合しない取引で、利益相反のおそれがある取引等

【取引例】

- 当社の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合

3. 管理の方法

管理対象取引については、その特性に応じて、以下の管理方法を選択又は組み合わせる方法によって、お客様の利益を不当に害することのないよう管理を行います。

- ① 情報隔壁の設定による部門間の情報遮断
- ② 利益相反の状況についてのお客様の同意の取得またはお客様への開示
- ③ 対象取引の条件もしくは方法の変更または中止
- ④ 相手方との対象取引によって利益を害されるおそれのあるお客様との取引の条件もしくは方法の変更または中止
- ⑤ 情報共有者の監視
- ⑥ その他、当社が適切と判断する方法

4. 管理体制の整備

① 利益相反管理統括者

当社は内部管理統括責任者を利益相反管理統括者として任命し、利益相反管理統括者は、この利益相反管理方針及び社内規則に従い、利益相反管理にかかる体制を統括します。

② 利益相反管理統括部署

当社は管理部を利益相反管理統括部署とします。利益相反管理統括部署は、利益相反管理統括者の指示のもと利益相反管理に必要な情報を集約し、利益相反管理体制の整備、適切な運営を行います。また、研修等を通じ利益相反管理体制について周知・徹底します。

5. 検証による改善等

当社は、監査部が実施する利益相反管理の有効性および適切性の検証結果を踏まえて継続的な改善に努めてまいります。

また、管理対象取引の特定・類型化については、定期的および必要に応じて随時見直しを行ってまいります。

6. 利益相反管理の対象となる会社

三田証券株式会社

以 上